

令和2年度
福島町議会定例会
5月会議議案

福島町

議案第5号

固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月14日提出

福島町長 鳴海 清春

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例(昭和30年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書面審査)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付</p>	<p>(書面審査)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付<u>を</u></p>

情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項

に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

- 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

- (3) **情報通信技術利用法第3条第1項**の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第43条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規定で定める方法により手数料を納付する場合

情報通信技術活用法第7条第1項の規定により**情報通信技術活用法第6条第1項**

に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

- 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

- (3) **情報通信技術活用法第6条第1項**の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第43条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規定で定める方法により手数料を納付する場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

町税条例の一部改正について

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月14日提出

福島町長 鳴海 清春

町税条例の一部を改正する条例

第1条 町税条例(昭和30年福島町条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第33条の2 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの</p>	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親 (これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第33条の2 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの</p>

規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、**寡婦(寡夫)控除額**、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、**第7項**及び**第11項**の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除配偶者に係るものを除く。))若しくは法**第314条の2第5項**

規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、**寡婦控除額、ひとり親控除額**、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、**第6項**及び**第12項**の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除配偶者に係るものを除く。))若しくは法**第314条の2第4項**

に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特定認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄付金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の
扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しな

に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特定認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄付金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の
扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しな

なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の**扶養親族等申告書**)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者**若しくは単身児童扶養者である者**(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で、町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払いを受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、

なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の**扶養親族申告書**)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者

_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で、町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払いを受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(法人の町民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法**第66条の7第4項及び第10項**又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合は、法第321条の8第24項及び第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は**登録されている**者をいう。この場合において、所有者として登記又は**登録されている**個人が賦課期日前に

(3) (略)

2～5 (略)

(法人の町民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法**第66条の7第5項及び第11項**又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合は、法第321条の8第24項及び第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は**登録がされている**者をいう。この場合において、所有者として登記又は**登録がされている**個人が賦課期日前に

死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地

死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には____、その使用者を所有者とみなして、____固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地

画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところ**によつて**仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定**によつて**管理する土地で、当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合**においては**、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は**登録されている**者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告

画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところ**により**仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定**により**管理する土地で、当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合**には**_____、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は**登録がされている**者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告

があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、道等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、道等又は国が当該埋立地等を道等又は国以外の者に使用させ

があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、道等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、道等又は国が当該埋立地等を道等又は国以外の者に使用させ

ている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は道が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令**第49条の2**に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者と**みなす**。

7 (略)

(固定資産の課税標準)

第61条 (略)

2～8 (略)

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法**第349条の3第12項**の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法**第349条の3第12項**の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法**第349条の3第28項**等の条例で定める割合)

第61条の2 法**第349条の3第28項**に規定する条例で定める割合は1/2とす

ている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は道が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令**第49条の3**に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者と**みなすことができる**。

8 (略)

(固定資産の課税標準)

第61条 (略)

2～8 (略)

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法**第349条の3第11項**の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法**第349条の3第11項**の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法**第349条の3第27項**等の条例で定める割合)

第61条の2 法**第349条の3第27項**に規定する条例で定める割合は1/2とす

る。

- 2 法第349条の3第29項に規定する割合は1/2とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する割合は1/2とする。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によつて
申告すべき事項について

る。

- 2 法第349条の3第28項に規定する割合は1/2とする。
- 3 法第349条の3第29項に規定する割合は1/2とする。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知つた日の翌日から月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) **土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)**

(2) **土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名**

(3) **その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項**

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について

正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には_____、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。**ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。**

(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ**(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)**の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 前項

_____の規定は、
卸売販売業者等が町長に施行規則**第16条の2の3** _____に規定する書類を
提出しない場合には、適用しない。

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこ

5～10 (略)

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3第2項**に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。**

4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこ

に係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、**第96条第2項**に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2～5 (略)

6 **第54条第6項**の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、

に係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、**第96条第3項**に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2～5 (略)

6 **第54条第7号**の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、

第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の**特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合**

_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下**この条において同じ。**)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年**(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)**中においては、年14.6パーセントの割合にあつては**当該特例基準割合適用年**における**特例基準割合**に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては**当該特例基準割合**に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、**特例基準割合適用年中**

_____においては、**当該特例基準割合適用年**における**特例基準割合**と_____する。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の**延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))**に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下**この項において同じ。**)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____

_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては**その年**_____における**延滞金特例基準割合**に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては**当該延滞金特例基準割合**に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、**各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中**においては、**その年**

_____における**当該加算した割合**とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する**特例基準割合**とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する**加算した割合**とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該

商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年から**平成34年**までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から**平成33年**までの各年である場合に限

商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年から**令和4年**までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から**令和3年**までの各年である場合に限

る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から**平成33年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が、送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条

る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から**令和6年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が、送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条

の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで**又は法附則第15条**から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 **法附則第15条第30項第2号**に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 **法附則第15条第31項第2号**に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

5 **法附則第15条第33項第1号イ**に規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

6 **法附則第15条第33項第1号ロ**に規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する

の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで**又は附則第15条**から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 **法附則第15条第27項第2号**に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 **法附則第15条第28項第2号**に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

5 **法附則第15条第30項第1号イ**に規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

6 **法附則第15条第30項第1号ロ**に規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する

割合は4分の3とする。

12 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

15 (略)

(土地に対して課する平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成31年度又は**平成32年度**における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**平成31年度分又は平成32年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

14 (略)

(土地に対して課する平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成31年度又は**令和2年度**における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**令和元年度分又は令和2年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する **平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地** であつて、 **平成32年度分** の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から **平成32年度** までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から **平成32年度** までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 **又は** 法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産

2 法附則第17条の2第2項に規定する **令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地** であつて、 **令和2年度分** の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から **令和2年度** までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から **令和2年度** までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 **又は** 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産

税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は法**附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は法**附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗

税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は**附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は**附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗

じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は法**附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は法**附則第15条から

じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は**附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は**附則第15条から

第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の固定資産税の額は当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は法**附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表に掲げる負担水準の区分に応じ、同表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則

第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の固定資産税の額は当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3**又は**附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表に掲げる負担水準の区分に応じ、同表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則

第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2**又は法**附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**平成33年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条

第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2**又は**附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和3年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条

第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項)又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から**平成32年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等

第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、**第35条の3第1号**)又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から**令和5年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等

のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から**平成32年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項(前項において、準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から

のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和5年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項(前項において、準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から

第33条の4まで、第34条から**第35条の2**まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(**第54条第5項**の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から**平成33年度**までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 (略)

第33条の4まで、第34条から**第35条の3**まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(**第54条第6項**の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から**令和3年度**までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 (略)

(個人の町民税の税率の特例等)

第23条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

(個人の町民税の税率の特例等)

第23条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定

	<p><u>行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出してものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする</p>
--	---

第2条 町税条例(昭和30年福島町条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の7第1項、第83条第2項、第98条第1</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の7第1項、第83条第2項、第98条第1</p>

項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合**においては**、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定**によつて**徴収を猶予した税額当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、**第4項又は第19項**の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法**第32**

項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合**には** _____、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定**により** 徴収を猶予した税額当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、**又は第31項** _____の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法**第32**

1条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当りの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項**及び第4項**、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(町民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業_____

_____を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。**第31条第2項の表の第1号**において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(**第48条第10項から第12項まで**を除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者

1条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当りの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項_____
_____, 第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(町民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(**以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。**)を行うもの

(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。**同号** _____において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(**第48条第9項から第16項まで**を除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者

に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法第2	年額 60,000円

に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法第2	年額 60,000円

<p>92条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。</p> <p>を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数という。)が50人以下のもの</p>		<p>92条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。</p> <p>を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数という。)が50人以下のもの</p>	
<p>2 資本金等の額を有する法人で資本金の額が千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 14 4,000円</p>	<p>2 資本金等の額を有する法人で資本金の額が千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 14 4,000円</p>
<p>3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 15 6,000円</p>	<p>3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 15 6,000円</p>

4	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が千 万円を超え1億円以下で あるもののうち、従業者 数の合計数が50人を超え るもの	年額 18	4	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が千 万円を超え1億円以下で あるもののうち、従業者 数の合計数が50人を超え るもの	年額 18
5	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が12 億円を超え10億円以下で あるもののうち、従業者 数の合計数が50人以下で あるもの	年額 19	5	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が12 億円を超え10億円以下で あるもののうち、従業者 数の合計数が50人以下で あるもの	年額 19
6	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が10 億円を超え10億円以下で あるもののうち、従業者 数の合計数が50人を超え るもの	年額 48	6	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が10 億円を超え10億円以下で あるもののうち、従業者 数の合計数が50人を超え るもの	年額 48
7	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が102 億円を超えるもののう ち、従業者数の合計数が5 0人以下であるもの	年額 49	7	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が102 億円を超えるもののう ち、従業者数の合計数が5 0人以下であるもの	年額 49
8	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が100 億円を超え50億円以下で あるもののうち、従業者 数の合計数が50人を超え るもの	年額 2,1	8	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が100 億円を超え50億円以下で あるもののうち、従業者 数の合計数が50人を超え るもの	年額 2,1
9	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が500 億円を超えるもののう ち、従業者数の合計数が5 0人を超えるもの	年額 3,6	9	資本金等の額を有する 法人で資本金等の額が500 億円を超えるもののう ち、従業者数の合計数が5 0人を超えるもの	年額 3,6
3 前項に定める均等割の額は、当該			3 前項に定める均等割の額は、当該		

均等割の額に法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、**同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号**の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

4 (略)

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、**第4項、第19項、第22項及び第23項**の規定による申告書(**第10項、第11項及び第13項**において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、**第4項、第19項及び第23項**の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、**同条第22項**の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び**第3項**の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項**又は第68条の91第4**

均等割の額に法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間**若しくは同項第2号の期間又は同項第3号**

____の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

4 (略)

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、**第31項、第34項及び第35項**____の規定による申告書(**第9項、第10項及び第12項**において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、**第31項及び第35項**____の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、**同条第34項**の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び**第2項後段**の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項____

項及び第10項の規定の適用を受ける場合は、法**第321条の8第24項**及び第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が租税特別措置法**第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項**の規定を受け

る場合には、法**第321条の8第25項**及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法**第321条の8第26項**及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法**第321条の8第22項**に規定する申告書(**同条第21項**の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、**第4項又は第19項**の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(**同条第23項**の規定の適用がある場合において、当該申告書が、その提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間

_____の規定の適用を受ける場合は、法**第321条の8第36項**及び第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が租税特別措置法**第66条の9の3第3項及び第9項**

_____の規定を受け
る場合には、法**第321条の8第37項**及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法**第321条の8第38項**及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法**第321条の8第34項**に規定する申告書(**同条第33項**の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、**又は第31項**_____の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(**同条第35項**の規定の適用がある場合において、当該申告書が、その提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間

の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、**第4項又は第19項**に規定する申告書を提出した日(当該申告書が、その提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に**同条第22項**に規定する申請書を提出したときは、詐欺その他の不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該年1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法**第321条の8第23項**)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法**第321条の8第22項**に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、**第4項又は第19項**に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により

の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項**又は第31項**に規定する申告書を提出した日(当該申告書が、その提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に**同条第34項**に規定する申請書を提出したときは、詐欺その他の不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該年1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法**第321条の8第35項**)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法**第321条の8第34項**に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、**又は第31項**に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により

納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法**第321条の8第23項**の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法**第321条の8第35項**の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受け
る場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)
がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)
(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)
については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)
の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)
に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規

8 (略)

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規

定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、**同条第42項**及び施行規則に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び**第12項**において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(**第12項**において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 (略)

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるのと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法**第75条の4第2項**の申

定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、**同条第52項**及び施行規則に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び**第11項**において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(**第11項**において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10 (略)

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるのと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法**第75条の5第2項**の申

請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した**第10項**の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 (略)

15 **第13項**の規定の適用を受けている内国法人は、**第10項**の申告につき**第13項**の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 **第13項前段**の規定の適用を受けている内国法人につき、法**第321条の8第51項**の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の**第13項前段**の期間内に行う**第10項**の申告については、**第13項前段**の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 **第13項後段**の規定の適用を受けている内国法人につき、**第15項**の届出書の提出又は法人税法**第75条の4第3項**若しくは**第6項**(同法**第81条の24の3第2項**において準用する場合を含

請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した**第9項**の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 (略)

14 **第12項**の規定の適用を受けている内国法人は、**第9項**の申告につき**第12項**の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

15 **第12項前段**の規定の適用を受けている内国法人につき、法**第321条の8第61項**の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の**第12項前段**の期間内に行う**第9項**の申告については、**第12項前段**の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 **第12項後段**の規定の適用を受けている内国法人につき、**第14項**の届出書の提出又は法人税法**第75条の5第3項**若しくは**第6項**

む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の**第13項後段**の期間内に行う**第10項**の申告については、**第13項後段**の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、**第4項又は第19項**の納期限(**同条第23項**の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、**第2項又は第4項**の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、**第4項又は第19項**に規定する申告書を提出した日(当該申告書が、その提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後である

_____の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の**第12項後段**の期間内に行う**第9項**の申告については、**第12項後段**の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項**又は第31項**の納期限(**同条第35項**_____の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項**又は第2項**_____の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項**又は第31項**_____に規定する申告書を提出した日(当該申告書が、その提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後である

ときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項、**第4項**又は**第19項**に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、

ときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと_____

_____による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項_____又は**第31項**に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、

当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2・3 (略)

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間

当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2・3 (略)

の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に

限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項**及び第4項**に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1.0グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの1.0本に換算するものとする。

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

第3条 町税条例の一部を改正する条例（平成31年福島町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</p> <p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7</p>	<p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7</p>

条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 **平成31年6月1日**

(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 **平成31年10月1日**

(3) 第2条中町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 **平成32年1月1日**

(4) 第3条中町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 **平成33年4月1日**

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、**平成31年度**以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、**平成32年度**以後の年度分の個人の町民税について適用し、**平成31年度分**までの個人の町民税については、なお従前の例による。

条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 **令和元年6月1日**

(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 **令和元年10月1日**

(3) 第2条中町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 **令和2年1月1日**

(4) 削除

(5) 第3条 _____ 及び附則第8条の規定 **令和3年4月1日**

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、**令和元年度**以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、**令和2年度**以後の年度分の個人の町民税について適用し、**令和元年度分**までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の規定の適用については、**平成 32 年度分**の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 34 条の 7 第 1 項	特別控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日 前に支出したものに限る。)
附則第 9 条の 2	特別控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日 前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は町税条例等の一部を改正する条例(平成 31 年度福島町条例第 15 号)附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例

3 新条例第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の規定の適用については、**令和 2 年度分**の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 34 条の 7 第 1 項	特別控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(令和元年 6 月 1 日 前に支出したものに限る。)
附則第 9 条の 2	特別控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(令和元年 6 月 1 日 前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は町税条例等の一部を改正する条例(平成 31 年度福島町条例第 15 号)附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第

	<p>第 1 条の規定による改正前の町税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付</p>		<p>1 条の規定による改正前の町税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付</p>
<p>4 略</p> <p>第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の町税条例（次項及び第 3 項において「32 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成 32 年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>平成 31 年度分</u>までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>32 年新条例</u>第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき町税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する <u>32 年新条例</u>第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 <u>32 年新条例</u>第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の</p>	<p>4 略</p> <p>第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の町税条例（次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>令和元年度分</u>までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>2 年新条例</u>第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき町税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する <u>2 年新条例</u>第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 <u>2 年新条例</u>第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の規</p>		

規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する **32 年新条例**第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の町税条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、平成 33 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 5 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、**平成 31 年度**以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 6 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、**平成 31 年度分**の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 7 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の町税条例（以下「**31 年 10 月新条例**」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する **2 年新条例**第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 削除

（固定資産税に関する経過措置）

第 5 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、**令和元年度**以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 6 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、**令和元年度分**の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 7 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の町税条例（以下「**元年 10 月新条例**」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

<p>2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	<p>2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定
土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分

までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）、第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 令和 3 年度分の個人の市町民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦（旧法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫である第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。
- 4 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4 号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下この条において「4 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が 4 号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

- 2 4 号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び 4 号施行日前に開始した連結事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分

は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 54 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 54 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第 74 条の 3 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 7 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 33 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第 6 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第 7 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第 8 条 町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年福島町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

第 9 条 町税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年福島町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改

める。

附則第3条第3項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第10条 町税条例の一部を改正する条例（平成29年福島町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第11条 町税条例等の一部を改正する条例（平成30年福島町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

議案第7号

福島町国民健康保険税条例の一部改正について

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月14日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 61万円 を超える場合においては、基礎課税額は、 61万円 とする。 3 (略) 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16万円 を超える場合においては、介護納付金課税額は、 16万円 とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額し	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 63万円 を超える場合においては、基礎課税額は、 63万円 とする。 3 (略) 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 17万円 を超える場合においては、介護納付金課税額は、 17万円 とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額し

て得た額が**61万円**を超える場合には、**61万円**）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**16万円**を超える場合には、**16万円**)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**28万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,000円

(イ) 特定世帯 8,000円

(ウ) 特定継続世帯 12,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人

て得た額が**63万円**を超える場合には、**63万円**）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**17万円**を超える場合には、**17万円**)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**28万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,000円

(イ) 特定世帯 8,000円

(ウ) 特定継続世帯 12,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人

について 6,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**51万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円

(イ) 特定世帯 3,200円

(ウ) 特定継続世帯 16,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,400円

2 (略)

附 則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規

について 6,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**52万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円

(イ) 特定世帯 3,200円

(ウ) 特定継続世帯 16,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,400円

2 (略)

附 則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規

定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額、又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」

定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、**第35条の3第1項**又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額、又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、**第35条の3第1項**又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるの

と読み替えるものとする。

は「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福島町国民健康保険税の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第8号

福島町介護保険条例の一部改正について

福島町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月14日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町介護保険条例の一部を改正する条例

福島町介護保険条例(平成12年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第4条 平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(9) (略) 2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率は、同項の規定にかかわらず、 <u>25,200円</u> とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>25,200円</u> 」とあるのは、「 <u>42,000円</u> 」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から</u>	(保険料率) 第4条 平成30年度から <u>令和2年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(9) (略) 2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率は、同項の規定にかかわらず、 <u>20,160円</u> とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>20,160円</u> 」とあるのは、「 <u>33,600円</u> 」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> に

令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,200円」とあるのは、「48,720円」と読み替えるものとする。

附 則

における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,160円」とあるのは、「47,040円」と読み替えるものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第7条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第24条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負つたこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持す

る者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第24条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の福島町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の福島町介護保険条例附則第7条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第9号

令和2年度福島町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度福島町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440,779千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,150,122千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月14日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国 庫 支 出 金		186,848	410,642	597,490
	2 国 庫 補 助 金	62,848	410,642	473,490
17 繰 入 金		330,185	30,137	360,322
	2 基 金 繰 入 金	330,182	30,137	360,319
歳 入 合 計		3,709,343	440,779	4,150,122

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		274,702	404,450	679,152
	1 総 務 管 理 費	231,076	404,450	635,526
3 民 生 費		461,369	6,329	467,698
	2 児 童 福 祉 費	71,699	6,329	78,028
7 商 工 費		86,315	30,000	116,315
	1 商 工 費	86,315	30,000	116,315
歳 出 合 計		3,709,343	440,779	4,150,122

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	186,848	410,642	597,490
17 繰入金	330,185	30,137	360,322
歳入合計	3,709,343	440,779	4,150,122

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	274,702	404,450	679,152	404,450			
3 民生費	461,369	6,329	467,698	6,192			137
7 商工費	86,315	30,000	116,315				30,000
歳出合計	3,709,343	440,779	4,150,122	410,642			30,137

入 歳

2 歳 入

1 3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	3,129	404,450	407,579	3 特別定額給付金給付事業費補助金	391,300	特別定額給付金給付事業費補助金 391,300
				4 特別定額給付金給付事務費補助金	13,150	特別定額給付金給付事務費補助金 13,150
2 民生費国庫補助金	5,751	6,192	11,943	2 児童福祉費補助金	272	子ども・子育て支援事業費補助金 272
				3 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	2,880	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 2,880
				4 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	3,040	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 3,040
計	62,848	410,642	473,490			

17款 繰入金
2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	244,738	30,137	274,875	1 財政調整基金繰入金	30,137	財政調整基金繰入金	30,137
計	330,182	30,137	360,319				

歳

出

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特 出	定 地	財 方	区 分	金 額		
22 特別定額給 付金給付事 業費	0	404,450	404,450	404,450			1 報酬	1,200	特別定額給付金給付事業費	404,450
				国庫支出金			3 職員手当等	4,032	1 パートタイム会計年度任用職員報酬	1,200
				国庫支出金			8 旅費	20	3 時間外勤務手当	4,000
							10 需用費	2,558	3 管理職員特別勤務手当	32
							11 役務費	1,101	8 普通旅費	20
							12 委託料	3,049	10 消耗品費	1,810
							13 使用料及び賃 借料	1,190	10 コピー代	200
							18 負担金・補助 及び交付金	391,300	10 燃料費	74
計	231,076	404,450	635,526	404,450	0	0			10 印刷製本費	474
									11 通信運搬費	617
									11 各種手数料	484
									12 電子計算機システム開発委託料	2,849
									12 電子計算機システム変更委託料	200
									13 電子計算機器借上料	990
									13 複写機借上料	200
									18 特別定額給付金	391,300

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国庫支出金	財 地方債	源 その他			
2 児童措置費	49,534	409	49,943	272		137	12 委託料	409	児童措置費 12 電子計算機システム変更委託料 409
5 子育て世帯 への臨時特 別給付金給 付事業費	0	5,920	5,920	5,920			3 職員手当等	250	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費 5,920
							10 需用費	188	3 時間外勤務手当 250
							11 役務費	105	10 消耗品費 135
							12 委託料	2,497	10 印刷製本費 53 11 通信運搬費 45 11 各種手数料 60
計	71,699	6,329	78,028	6,192	0	137	18 負担金・補助 及び交付金	2,880	12 電子計算機システム開発委託料 2,497 18 子育て世帯への臨時特別給付金 2,880

7 款 商工費
1 項 商工費

2 商工振興費	28,344	30,000	58,344			30,000	10 需用費	600	地域経済緊急支援事業費 30,000 10 消耗品費 300
---------	--------	--------	--------	--	--	--------	--------	-----	-----------------------------------

7款 商工費
1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債	財 源 其 他	区 分	金 額	
						一般財源	11 役務費	1,000	10 印刷製本費 300 11 通信運搬費 1,000
							12 委託料	20,400	12 地域商品券交換等業務委託料 20,400
							18 負担金・補助 及び交付金	8,000	18 地域経済持続化対策助成金 8,000
計	86,315	30,000	116,315	0	0	30,000			